

一般社団法人 CSPOR-BC
寄付金取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人 CSPOR-BC（以下、本法人という）における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入)

第2条 本法人は、定款第3条に掲げる本法人の目的に適合する寄付金を受け入れるものとする。

2 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 研究の成果として得られた特許権等の知的財産権およびこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。
- (3) 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (4) 寄付を受け入れることにより法人に著しく財政負担が伴うこと。
- (5) 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと。
- (6) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金等の全部又は一部を取り消すことができること。
- (7) 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること。
- (8) その他、法人運営上支障があると代表理事が認める場合。

(寄付金等の種類)

第3条 本法人が受け入れる寄付金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特定寄付金 寄付者によって用途があらかじめ特定された寄付金

2 この規則における寄付金等には、金銭のほか金銭以外の財産権も含む。

(寄付金等の申し込み)

第4条 寄付金等の申し込みに際しては、本法人は寄付者より所定の寄付金申込書の提出を受け取るものとする。

(寄付金等の用途)

第5条 一般寄付金等については、本法人が目的とする事業並びに管理費等に使用するが、その費用配分は、理事会において決定する。

2 特定寄付金については、その4分の3以上を寄付者の特定とした用途に使用するが、残額は本法人の管理費等に使用することができるものとする。

(受領書等の送付)

第6条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本法人の目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

付則(施行期日)

この規則は、本法人が設立登記した日から施行する。